4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、尾道市と三次市との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道184号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、尾道松江線の沿線自治体の長等からなる中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　広島県世羅郡世羅町役場及び三次市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地

1　第2の1に係る事業　広島県三次市甲奴町小童字荒井田、字湯舟、字大年、字茶ノ原、字埒ケ原及び字三王並びに向江田町、向江田町字高保、字上陣、字中山、字権現及び字鳥居山地内

2　第2の2に係る事業　なし

○国土交通省告示第三百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大堀沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

長野県飯田市南信濃南和田

三一六番四及び三一六番五

三一六番七

四七三番五

五一〇番二

五一一番五

五一五番二

五一六番二

五一七番二

五一八番三

五二一番四

五二二番三

五四八番二及び五四八番三

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

海道沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した第三十号に掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡白馬村大字神城

字長井坂上

一四九四四番二から一四九四四番一八まで

一四九四四番三八から一四九四四四番四〇まで

一四九四四番四二から一四九四四四番四五まで

字三夜前

一四九七一番一

字カイ道入口

一四九七二番一から一四九七二番一八まで

一四九七二番二八から一四九七二番三六まで

字カイ道沢

一四九七三番一から一四九七三番二五まで

一四九七四番一から一四九七四番二六まで

一四九七四番二八から一四九七四番三四まで

一四九七五番一から一四九七五番七まで

一四九七六番一から一四九七六番三まで

一四九七七番一から一四九七七番一〇まで

一四九七八番一から一四九七八番一〇まで

字郷尺坊

一四九八七番一から一四九八七番一九まで

字海道

一四九八八番一から一四九八八番五七まで

一四九八八番一から一四九八八番三三まで

一四九八九番一から一四九八九番二九まで

一四九九〇番一から一四九九〇番四〇まで

字海道口

一四九九〇番三四から一四九九〇番四〇まで

一五二五二番一

一五二五三番及び一五二五四番

字海道沢

一五二五五番一及び一五二五五番二

一五二五六番一及び一五二五六番二

○国土交通省告示第三百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中垣内谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市飯高町乙栗子字谷口

二〇三番一　一号

二〇三番　二号

二〇二番　三号

一九七番　四号

一九六番　五号

一九五番一　六号

一九五番二　七号

二〇四番地先堤敷　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上野谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市飯高町乙栗子字家ノ奥

一八八番三　一号

一八八番二　二号及び三号

一八八番　四号

一八五番三　五号

一八五番四　六号

一八九番　七号

一九〇番二　八号及び九号

○国土交通省告示第三百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

知福川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県宮崎市大字加江田

字蛇ノ河内加江田国有林

二二林班

ろ小班　一号から十一号まで

い小班　十二号から十七号まで

は小班　十八号から二十二号まで

ほ小班　二十三号から二十五号まで

へ小班　二十六号から三十二号まで

二三林班

ろ小班　三十三号から五十号まで

二六林班

い小班　五十一号から六十六号まで

字権現下

六五一四番三地先河川敷　六十七号から七十五号まで